○国土交通省告示第千百九十二号

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省令第十二号）第四条第一項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能について国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この基準は、機械式駐車場に設置される機械式駐車装置について適用する。なお、機械式駐車場は、当該装置を用いることが、その駐車場全体の構造及び設備に影響を与えることから、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「令」という。）第15条による認定に当たっては、当該装置に限らず、それが用いられる駐車場全体の構造及び設備を併せて想定し、認定の効果は必要な関連事項に及ぶものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　機械式駐車装置　令第15条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。

二　機械式駐車場　機械式駐車装置を用いる路外駐車場（自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるものに限る。）の全体をいい、一般に車路、前面空地、管理室等も含まれる。

三　駐車室　機械式駐車装置の中で、自動車の駐車の用に供する部分をいう。

四　乗降室　機械式駐車装置の中で、人の通行及び自動車への乗降の用に供する部分をいう。

五　搬器　機械式駐車装置の中で、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために自動車を搭載する機器をいう。

六　搬送装置　機械式駐車装置の中で、自動車を搬出入するために搬器又は自動車を水平又は垂直方向に運搬する装置をいう。

七　ターンテーブル　機械式駐車装置の中で、自動車が前進又は後進方向に入出庫できるようにするため、自動車を搭載して水平面で旋回する装置をいう。

（機械式駐車装置の方式）

第三条　この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式に分類される。なお、自動車用エレベーターを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼動しないものとする。

一　令第９条の自動車の駐車の用に供する部分に該当するもの

イ　二段・多段方式　複数の搬器を２段又はそれ以上に配置し、これらを搬送することにより駐車を行う方式をいう。

ロ　エレベーター方式　複数の駐車室を立体的に配置し、搬器を搬送装置によって駐車室へ搬送することにより駐車を行う方式をいう。

ハ　平面往復方式　複数の駐車室を平面状に１列又はそれ以上に配置し、搬器又は自動車を搬送装置によって往復運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ニ　垂直循環方式　複数の搬器を垂直面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ホ　水平循環方式　複数の搬器を平面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ヘ　多層循環方式　複数の搬器を階層状に配置し、これらを上下の層で循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

二　令第８条の車路に該当するもの　自動車用エレベーター　運転者が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。

（対象とする自動車）

第四条　この告示において、機械式駐車場が保管を予想する自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車とする。

（駐車面積の算定方式）

第五条　機械式駐車場について、自動車の駐車の用に供する部分の面積の算定に当たっては、駐車室に該当する搬器、車箱等の面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定の困難なものについては、自動二輪車のみの駐車の用に供する装置については自動二輪車１台当たり2.3㎡、小型自動車又は軽自動車（自動二輪車を除く。）のみの駐車の用に供する装置については自動車１台当たり12㎡、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く。）の駐車の用に供する装置については自動車１台当たり15㎡とみなして算定する。

第二章　構造及び設備に関する基準

（出入口）

第六条　自動車の出口及び入口に関する基準は、令第７条の規定による。

（車路）

第七条　車路に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">装置の方式</th><th colspan="3">車路</th></tr>
<tr><th>前面空地</th><th>はり下の高さ</th><th>幅員等</th></tr>
<tr><td>二段・多段方式</td><td colspan="3">令第８条の規定による。</td></tr>
<tr><td>エレベーター方式
平面往復方式
垂直循環方式
水平循環方式
多層循環方式</td><td rowspan="2">令第８条第１号に規定する「円滑かつ安全に走行することができる車路」として、装置と道路との間に、収容可能な自動車２台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けること。ただし、出口と入口とが分離され、自動車が通り抜けることのできる構造のものについては、入口側にのみ収容可能な自動車１台分に相当する空地を設けることで足りる。また、当該空地においてスロープ等を用いて自動二輪車等の装着を行うものについては、上記の「装置と道路との間」を「スロープ等の乗入れ口と道路との間」と読み替えるものとする。</td><td rowspan="2">前面空地として設ける車路が建築物であり、かつ傾斜部ではない場合において、そのはり下の高さは、2.1m以上とする。</td><td>令第８条の規定による。</td></tr>
<tr><td>自動車用エレベーター</td><td>車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動車１台の幅に0.5m以上を加えた寸法とし、その高さは1.8m以上とする。ただし、自動二輪車用の装置については、上記に関わらず、車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動二輪車１台の幅に0.15m以上を加えた寸法で、かつ、1.0m以上とし、その高さは1.8m以上（人が運転して立ち入るものについては、当該部分の幅員は1.75m以上、高さは2.1m以上）とする。</td></tr>
</table>